

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 使 用 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学国際交流会館規程第11条の規定に基づく施設使用料及び諸料金の額並びにこれらの徴収方法については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 研究者宿泊室の施設使用料の額は、次の表のとおりとする。 表 (略)</p> <p>2 研究者宿泊室の諸料金の額は、次の表のとおりとする。 表 (略)</p> <p>3 月の中途において入居又は退去する場合のその月の施設使用料及び諸料金の額は、前2項の日割額にその入居日数（入居の日及び退去の日は、それぞれ1日として計算する。）を乗じて得た額とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条 京都大学国際交流会館規程(昭和57年達示第17号)第11条の規定に基づく施設使用料及び諸料金の額並びにこれらの徴収方法については、この規程の定めるところによる。ただし、<u>京都大学国際交流会館規程第7条第2項第3号に該当する者に係る施設使用料及び諸料金の額並びにこれらの徴収方法については、別途契約の定めによるものとする。</u></p> <p>第2条 } 2 } (同 左) 3 月の中途において入居又は退去する場合のその月の施設使用料及び諸料金の額は、前2項の日割額にその入居日数（入居の日及び退去の日は、それぞれ1日として計算する。）を乗じて得た額<u>(その額が前2項の月額を超えるときは、当該月額)</u>とする。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>